

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和元年9月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R〇.〇/〇日に私が県に提出した時は、県は公開請求の受取を拒否した時の添付資料（協議書及び皇室の写真、特許庁の重要書類等の書類）及び関係書類全部、監察課・環境首都課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年10月4日、実施機関は、本件請求のうち監察課が所管するものについて「当該保有個人情報について、作成又は取得しておらず、保有していないため。」として、旧条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年10月7日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月24日、実施機関は、旧条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。（以下「当審査会」という。））に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

県は、開示請求時は県にありながら、その後送り返してきてないとはおかしいので、あるべき書類を出せ。

3 実施機関の弁明に対する反論要旨

公開請求書の受取拒否時の添付資料（協議書、皇室の写真、特許庁の重要書類等）を渡して受理しながら、個人情報開示請求時には拒否決定をした。本来、添付した資料等がないのはおかしく、県の枉法行為を確認したため、県（回答）関係のない資料（添付拒否資料）対応した記録文書と特定している。それなのに、返却又は保管すべき書類を隠蔽改ざんする行為を勝手な解釈理由付けをし、申請人が提出した書類をどのようにしたのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由についてはおおむね次のとおりである。

本件請求の内容は、令和〇年〇月〇日に県庁総合窓口において、審査請求人が、公文書公開請求書を提出する際に、実施機関が添付を拒否した請求内容と関係のない資料（以下「添付拒否資料」という。）及びその時の対応を記録した公文書であると解される。

保有個人情報とは、旧条例第2条第5号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」と定められている。

添付拒否資料は、実施機関が審査請求人に対し、公文書公開請求の内容とは関係のない私物を添付することを辞めるように説得したところ、審査請求人が県庁総合窓口に置き去ったものである。実施機関は、添付拒否資料を公文書公開請求として取得しておらず、審査請求人への返還のために一時的に保管したものに過ぎない。

なお、添付拒否資料は、令和〇年〇月〇日に審査請求人あて特定記録郵便により返送している。

また、県庁総合窓口では、公文書公開請求や審査請求等の受付、情報公開制度の案内や相談、関係する各課室等への対応を依頼する事務などを行っているが、情報公開に関する県民からの相談や対応状況の全てについて、記録を作成することは合理的でないことから、通常公文書公開請求等の受付対応に関する記録の作成はしておらず、本件請求時においても対応の記録は作成していない。

以上により、旧条例第20条第3項の規定に基づき本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述によると、審査請求人が主張する本件請求に係る保有個人情報の内容は、令和〇年〇月〇日に審査請求人が情報公開請求をする際に、請求書に添付しようとした添付拒否書類及びその際の

対応を記録した公文書であると解される。

なお、添付拒否資料は、協議書、皇室の写真及び特許庁の重要書類等とのことである。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、添付拒否資料は、公文書公開請求の内容とは全く関係のない私物を県庁総合窓口置き去ったものであり、公文書公開請求書として取得しておらず、審査請求人への返還のために一時的に保管したものに過ぎない、とのことである。

イ また、実施機関によると、県庁総合窓口では、公文書公開請求や審査請求等の受付、情報公開制度の案内や相談等を行っているが、県民からの相談や対応状況の全てについて、記録を作成することは合理的でないことから、通常公文書公開請求等の受付対応に関する記録の作成はしておらず、本件請求時においても実施機関としての対応記録は作成していない、とのことであった。

ウ 当審査会において令和〇年〇月〇日の公文書公開請求書の請求対象公文書件名を確認したところ、「H〇年度から現在までの（自然再生事業に係る）〇氏が辞任し、復権した経緯経過が分かる書類（環境首都課）」との記述であり、実施機関の主張のとおり、添付拒否資料である、協議書、皇室の写真及び特許庁の重要書類等の書類は、当該公文書公開請求には関係がないものと認められる。

以上により、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に特段不都合な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、作成又は取得しておらず、保有していないためとして行った本件決定は妥当であると判断する。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年3月 1日	諮問
同 年3月24日	審議（徳島県個人情報保護審査会 第150回審査会）
同 年6月 9日	審議（徳島県情報公開・個人情報保護審査会 第3部会第1回審査会）

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田晴美	四国大学生生活科学部教授	徳島県個人情報保護審査会 令和5年3月24日まで
遠藤理恵子	弁護士	
篠原靖典	徳島文理大学大学院人間生活学研究科教授	
竹原大輔	弁護士	
田中里佳	公認会計士、税理士	